

意見第10号

「保育士配置基準」の抜本的見直しを求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

2023年3月7日

提出者 久喜市議会議員
渡辺昌代
杉野修
賛成者 久喜市議会議員
石田利春
田村栄子
猪股和雄

久喜市議会議長 柿沼繁男 様

「保育士配置基準」の抜本的見直しを求める意見書

急速な少子化が進む中、安心して子どもを産み育てることができる社会を実現するためには、子どもの健やかな成長を支える質の高い保育サービスの提供と保育の担い手の確保が重要である。

保育現場では、日々、未来を担う子ども達の健やかな育ちを願い、保育士の賢明な努力がされているところである。しかし、昨年、安全であるべき保育所で、子どもの虐待や不適切な保育が各地で発生し、保護者や保育士など関係者に衝撃を与えている。背景として、慢性的な保育士不足による現場の疲弊が指摘されており、その打開を求める声が相次いでいる。さらに、通常業務に加えて、新型コロナウイルス感染予防に対応するため、徹底した衛生管理など業務が増大している現状もある。

国の保育士配置基準は昭和23年以来、特に4・5歳児については、75年間改正がされていない。保育士1人がみる子どもの人数の配置基準は、0歳児3人、1～2歳児6人、3歳児20人、4～5歳児30人となっている。

このような中、2016年に緩和措置がされ、子育て支援員を代用できる事や、3歳児について上乘せの給付がなされ、保育士の処遇については、近年公定価格への加算等があり、わずかではあるが改善が図られてはいる。しかし、抜本的改善はされていない。さらに、保育士は過重な労働環境に置かれており、精神的・肉体的な負担が大きいこと

から、早期離職者や有資格者でありながら保育士を希望しない者も多く、保育士の確保と定着が進んでいない。

日本の保育士配置基準では子どもに寄り添う保育ができず、安全が守れないと、ほとんどの自治体は独自に基準を上乗せし、職員を増やし対応している。しかし、園の収入は入所する子どもの人数で決まるため、園の負担増となり、財政に余裕がない園は改善をする事ができない。手厚い保育をしようとすればするほど現場にしわ寄せが行くという仕組み自体が問題となっている。

多様な保育ニーズの対応や、コロナ禍においてのこれまで以上の子どもや保護者への丁寧な対応が求められており、業務が多忙化する中で、保育サービスの担い手を確保するためには、保育士の配置基準の見直しを行う必要がある。

よって、国会及び政府におかれては、保育士確保に加えて、保育士の配置基準を見直すと共に、必要な財源を十分に確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久 喜 市 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あて
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣